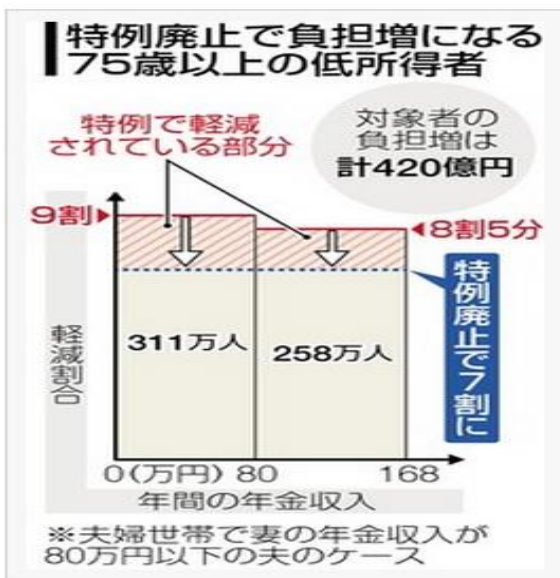


厚生労働省、読売新聞より

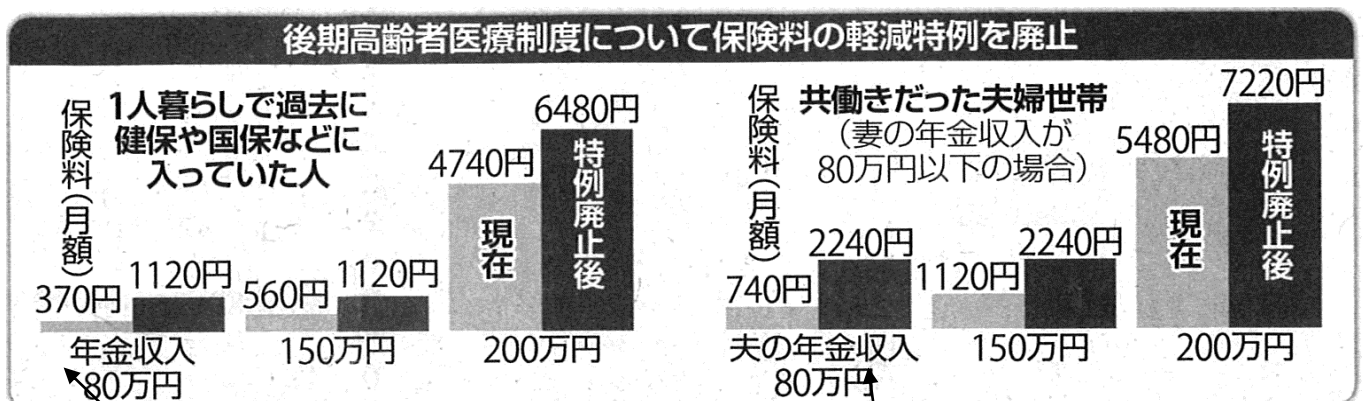
# 後期高齢者の特例廃止案

日本では、すべての国民が何らかの医療保険に加入し、保険証1枚でどの医療機関でも受診できます。しかし、高齢化で医療費は増え続け、「国民皆保険制度」の存続が危ぶまれています。



厚生労働省は、平成26年10月15日の社会保障審議会の医療保険部会で75歳以上が加入する後期高齢者医療制度に関し、低所得者の保険料を最大9割軽減している特例措置を平成28年度から段階的に廃止する案を示しました。現役世代との公平性の観点から高齢者にも相応の負担を求める必要があると判断されたためです。

## 医療保険部会で議論している医療制度改革の主なポイント



※ 年金収入が80万円で1人暮らしの場合

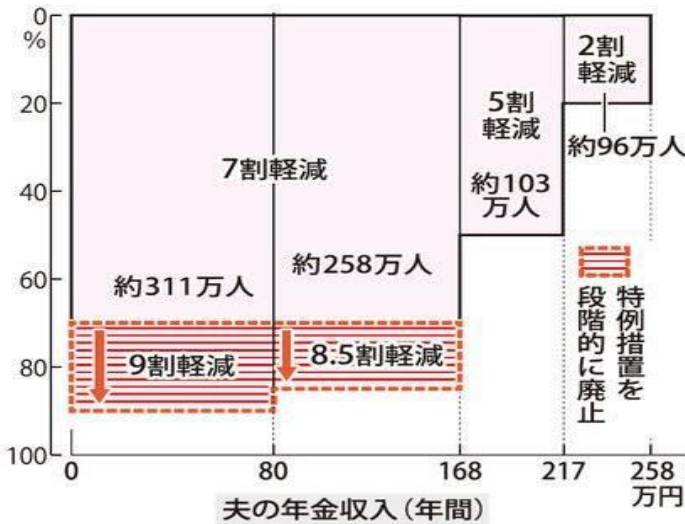
今の保険料 月370円 特例処置が廃止されると1,120円

※ 夫婦世帯で夫年金収入が80万円、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫婦合わせて 月740円 特例措置が廃止されると2,240円

## 75歳以上の低所得者の保険料軽減(均等割り)

※夫婦世帯の夫の例(妻の年金収入80万円以下)



平成20年4月にはじまった特例では、負担をさらに和らげようと、夫婦世帯で夫の年金収入が年間168万円以下の人などを対象に、年金が80万円以下の約311万人を9割減、同80万円超168万円以下の258万人を8.5割減としました。

厚労省は今回特例を廃止することで、政府は、年間計約420億円の歳出を抑制できると見込んでいます。74歳まで夫に扶養されてきた妻ら約296万人が対象の特例も廃止する方針で、これらを合わせると対象者は865万人で抑制額は年間約811億円となります。

## 高所得者も…



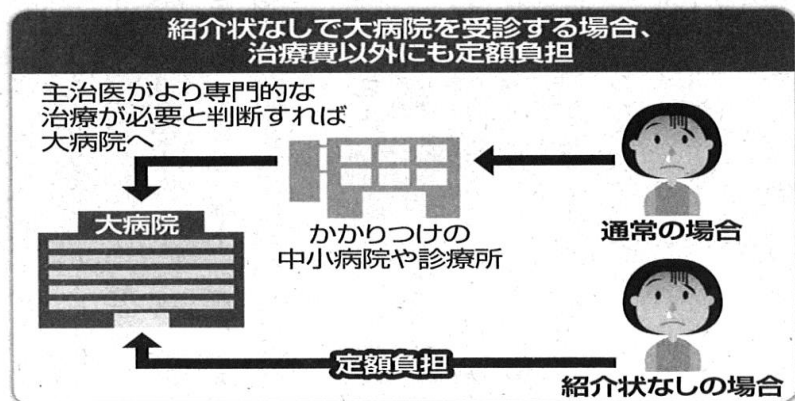
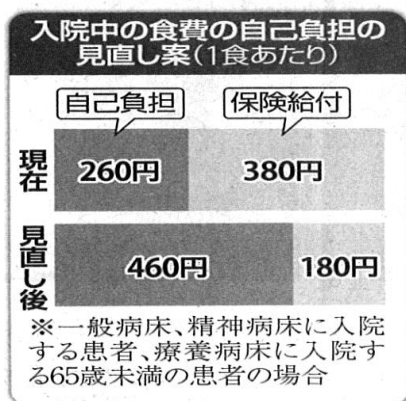
現役世代も高所得者を中心に負担が増えそうです。社員が健康保険料を計算するために使う「標準報酬月額」の上限を121万円から145万円にする方針です。

現在は月収約120万円以上ならどれだけ高収入でも「月収121万円」とみなして保険料は頭打ちとなっていますが上限引き上げで約32万人が保険料アップとなり多い人だと月額1万円余り増えます。

厚労省の試算では年間保険収入は、健保組合で273億円、中小企業の社員が加入する協会けんぽでは416億円増えます。

国民健康保険の保険料も年間の限度額を引き上げる見通しです。

## 患者の負担も…



入院患者の負担も自己負担額が引き上げになります。

一般病床や精神病床、療養病床での食費は、一食640円(療養病床は65歳未満)です。現在患者は食材費260円を払っていますが、調理費200円を加え、460円にすることなども検討されています。

大病院(200床以上)を紹介状なしに受診する場合、定額負担として5000円から10000円を徴収。大病院に患者が集中すると高度な医療が必要な患者が治療を受けられず、勤務医の疲弊も招きます。そこで、最初にかかりつけ医療機関を受診し、必要と判断された患者のみ、大病院を受診する仕組みにしようとしています。